

助成団体募集:令和8年5月29日(金)まで

## 長久手市障がい者自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族をはじめとする地域住民で構成する団体が自発的に行う活動にかかる費用の一部又は全部について助成します。

### ■対象事業

事業区分	事業内容
(1) ピアサポート	障がい者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換できる活動の支援に関する事業
(2) 災害対策	障がい者等を含めた地域における災害対策活動の支援に関する事業
(3) 孤立防止活動支援	地域で障がい者等が孤立することがないように見守る活動の支援に関する事業
(4) 社会活動支援	障がい者等が自身の権利や自立について社会に働きかける活動の支援や、障がい者等に対する社会復帰活動の支援に関する事業
(5) ボランティア活動支援	障がい者等に対するボランティアの養成や活動の支援に関する事業
(6) その他の自発的活動支援に関する事業	上記以外に事業の目的を達成するために有効な事業

### ■対象者

障がいのある方、その家族をはじめとする本市にお住まいの方で構成し、本市に拠点を置いて活動する団体

※原則として、住民基本台帳に記載されている方に限ります。

※団体は、概ね10人以上とします。



### ■助成率・助成金額上限

- 助成率 10/10
- 助成金上限額 10万円

※予算額を超える申請があった場合は、申請額満額を助成できない場合があります。

※すでに交付決定した金額、行程内容に変更がある場合は、変更届の提出が必要となりますので、実施前に必ずご相談ください。

### ■留意事項

- 必ず事業実施前に申請し、事業費の交付決定後から、原則として令和9年2月末までに実施してください。
- 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業は対象になりません。
- 助成金の交付は、1団体あたり同一内容の事業につき3回までです。

### ■申請窓口・問合せ先

長久手市役所 福祉部福祉課障がい福祉係

TEL:0561-56-0614 / FAX:0561-63-2940 / E-mail:fukushi@nagakute.aichi.jp

申請書類は、長久手市ホームページからもダウンロードできます。